

教科書検定と住居教育

The textbook authorization and Housing Education

9840423 外丸 香代

1. 背景と目的

家庭科における住居教育の低調ぶりについての報告は多く、①教員養成上の問題 ②学習指導要領・教科書の問題 ③教育方法上の問題が指摘される。本研究では②の「学習指導要領・教科書の問題」を論じる。

住居形成を個人の自助努力の範疇と考えるかぎり、住居教育を国民共通の教育課題として扱う必要性は低い。しかし住居の集積は文化的蓄積によって広く住環境を形成し、併せて社会資本として機能している。快適な住環境の創造には、知的ミニマムに基づく共通理解や自治意識の形成が不可欠である。住生活を独立した領域として扱う家庭科の教育課程が、より幸福に住むための理念を涵養する機会として保障され、政策に管理される存在としてではなく、国民が真に「主体」としての能動的姿勢を育成すべく構築されているかを分析、考証した。

2 方針

「すべての児童・生徒が使用する義務がある」(学校教育法第21条)「教科書」とこれを法的に規定する「学習指導要領」及び「検定」の各断面を、図1に示す観点で分析・考証した。特に「住生活観・課題」「消費者の権利」の項目に注意をはらった。

3. 分析及び考察

3-1 現行学習指導要領

表1の□が「選択」部分つまり現場の判断で省略可能な教育課程である。義務教育である中学で住居領域なし→高等学校で「生活一般」の一部選択というコースに定められた内容は実に乏しい。

約5割の国民が住宅に対する不満率を示し(1998年住宅需要統計調査)、本研究の保護者対象アンケートでも「衣食住のうち、もっとも人生観があらわれ、かつ国民の知識・意識の向上を望む」という人が1/3を超える結果を得た。住居教育は現場の判断次第で大幅に省いてよいとする見解は、実状の認識不足もしくは国民共有の社会資本である住環境に対して、むしろ能動的な態度の育成を阻む教育方針とも捉えられる。なお、「消費者の権利」に関する記述は皆無である。

表1 指導要領(平成元年告示)住居領域

		領域の名称	
小学校		家族の生活と住居	
中学校		住居	
高等学校	家庭一般	住生活の設計と住居の管理	選択によって省かれる内容 ⇒ ・家族の生活と住居 ・住空間の計画 ・室内環境 ・省資源、廃棄物
	生活一般	家族の健康管理	⇒ ・家族周期と住生活 ・住居の設計 ・インテリアデザイン
	生活技術	衣食住の生活管理と技術	

3-2 検定教科書(平成12年使用)の分析

小学校(2社2冊)中学校(2社2冊)高等学校(7社25冊)について内容配分を分析した。

本文は最も重点的に述べていると思われる項目に文字数をカウントして振り分けた。図表は同面積に占める本文文字ポイントの文字数に換算して案分した。

図1に高等学校「家庭一般」のうち、「住生活観・課題」に割合として最も大きく紙面を割いていた教科書Aとともに小さく扱いの教科書Bを示した。

「消費者の権利」に関しては高等学校25冊中ほとんど記述はなく、他国の消費者保護制度の紹介も、資金支援や敷金・礼金といったことばも見られなかった。

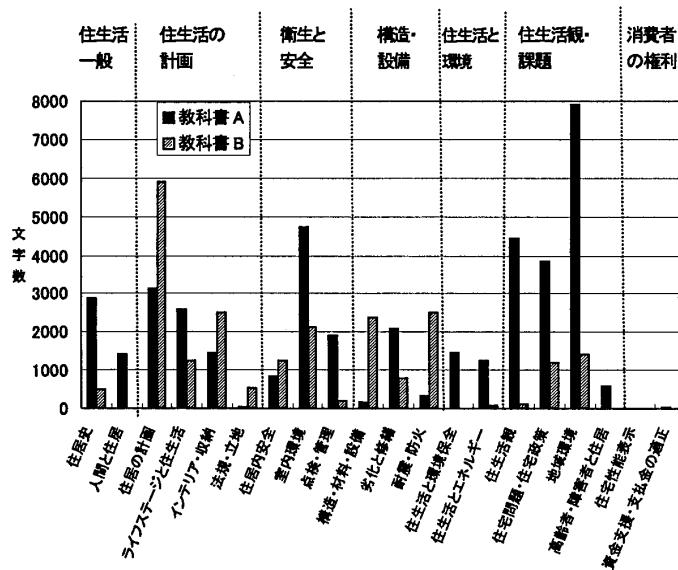


図1 「家庭一般」教科書の内容配分比較

3-3 アンケート調査

学校教育を受けている子弟をもつ一般住民の代表としてお茶の水女子大学附属中学校の保護者から115票の回答を得た。

図2は教科書の分析項目と対応させた調査結果である。①棒グラフは「保護者本人が必要性を感じること」②折れ線グラフは「子弟に学ぼせたいこと」を表す。

①②とも選択数が多い

「室内環境」「住生活と環境保全」

「住生活とエネルギー」

「高齢者・障害者と住居」

①の選択は多いが②が伴わない

「住居の設計」「インテリア・収納」

①の選択は多くないが②がそれに比して多い

「住居史」「人間と住居」「住生活観・課題」

「住宅問題・住宅政策」

以上の結果、また自由記述から保護者本人は「住生活の設計」の具体的な内容に必要性を感じている一方、子弟には幅広い住居観や課題認識の契機となる学習を期待していることが読みとれた。

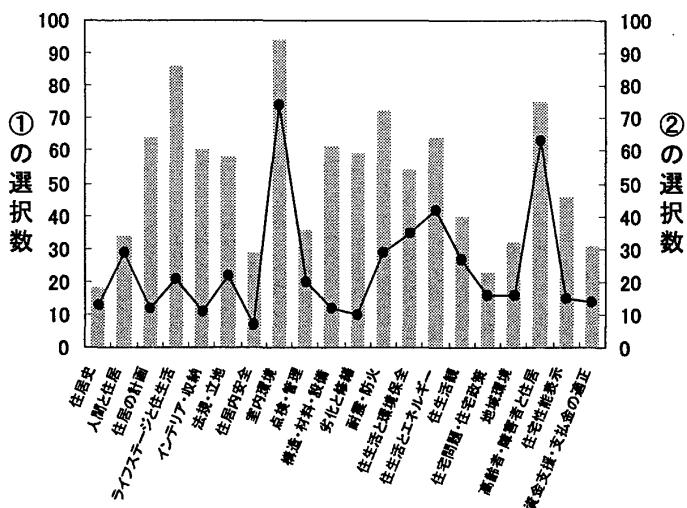


図 2 保護者対象アンケート調査結果

3-4 検定不合格本の実態調査

平成8年度の検定で不合格となった高等学校家庭科のある申請本は書き直され、次年度合格した。不合格本と合格本の内容を教科用図書検定審議会の定める「検定基準」による「指摘箇所」をもとに比較し、指導要領及び検定をとおして国の中等教育にはどのような意図・目標があるのかを探った。

「検定基準」は要約すると①指導要領の範囲外、②家庭経営の立場から不適切、③表記・表現の不正確である。疑問を感じた指摘箇所について例を挙げて論じる。

1) 日本では住宅取得は自助努力にまかされてきたことや、人権としての住まいという文脈。

指摘箇所「基準②」	合格本
生活の場である住居の確保を、個人の自助努力だけにまかせるのに限界がある。私たちは人間らしく、幸福に暮らせるように、人権としての住まいが保障される（欄外p.192）ことを国や地方自治体に求めていくことが必要となる。	快適な住生活を実現するためには、一人ひとりの努力が必要であるが、個人の自助努力では限界がある。地域の人とともに、国や自治体に私たちの希望や意見を反映できる制度を確立することが大切である。

p.192 は本文の変更に伴って削除された。その一部を示す。

日本国憲法や様々な国際条約では居住の権利がうたわれ、これまで人権としての居住権利を確立する運動や、住居法や住宅基本法などの法律制定による居住権の保障の立法提言がなされてきた。

2) 「地域への住民参加」に関する内容

指摘箇所	合格本
「地域をつくる」（見出し） 「基準③」	「地域もまちも快適に」
口絵「住民参加の公園づくり」 「基準①」	口絵「コーコーポラティブハウス」

3) 「住まいの経済」という単元のほぼ全体が「基準①」で指摘され、合格本では全体削除された。全体を指摘された「住まいの経済」の内容の一部を下に示す。

「住まいの選択」（本文）これまで日本では住まいに対する多様な要望と、適切な価格でという需要に対して供給が十分されなかった。したがって借家の家賃が高く、居住条件も悪いので持ち家を選択せざるを得ない状態にある。持ち家を選んで入居した後でも、住宅の欠陥や事故などで問題が起こる。

「住まいの費用」（本文）日本の住宅価格は欧米諸国に比べてかなり高く、年収に対する倍率を見るとアメリカの約2倍、イギリスの約1.5倍になっている。（略）日本では地価も高く購入しにくいので、建物の高層化、宅地の細分化がすすんでいる。

「住宅の契約」（民間社宅の場合）（欄外）入居時の一時金・敷金・権利金・保証金や家賃がどのように決められているか公開されていない。進学や就職で、住宅の契約をする場合、それぞれの地域の条件で決められる場合が多いので、事前に契約条件をよく調べる必要がある。

表「不動産の売買および賃貸住宅に関する相談内容の件数とその割合」（東京都住宅統計局「不動産相談白書」）

表「住宅価格の年収に対する倍率」

3-5 指導要領の変遷と新指導要領

昭和22年の試行から6度の改訂実施、7度目の改訂による指導要領が平成14年度から順次実施となる。変遷及びこれまでの知見から新指導要領の問題を考察した。

昭和30年代初期には中学で「住宅問題」を取り上げるなど果敢な試みもみられたが、「情報処理」「家族」の扱いの拡大、「ゆとり」の方針などで住居領域は削減の方向をたどり以下の新指導要領の改訂に至る。

小学校 「住居のはたらき」は中学へ統合。「室内環境」の内容は「換気・採光・照明・暖房」との規定が「選択」と改訂。

中学校 衣食住ひとくくりの単元となり、選択領域ではなくなった。しかし昭和40年代から中学の中心的内容であった「住居の計画」は削除。「平面図は扱わないこと」と改訂。

高等学校 科目構成が変更されたが、最も内容豊富な「家庭一般」の改訂版「家庭総合」でも「住生活と社会」が削除。社会とのつながりを盛り込める項目がなくなった。

4. 総括

資本主義社会の市場原理に基づく住宅政策と「人権としての住まい」「共有の社会資本」としての住環境の構築は相克を生ずるもので、家庭科の領域を逸脱するとの判断は一応理解できる。しかし今回の調査で、住居の教育課程は既存の社会・環境への適応に主眼がおかれて、能動的な問題認識やそれに伴う改善向上の意志の派生を排除する傾向が見られた。検定の意義は「適切な教育内容を確保し、個性豊かで多様な教科書が発行されること」²⁾としているが、政治的画策による意図的な方向性の示唆ともとれる部分がみられる。

発達段階に応じて生活の根幹にかかわる住生活の現状と問題を認識したうえで、豊かな住居観を養う場が保障されるべきである。

[参考文献] 1) 林菜穂子「高等学校における住居教育の調査研究」お茶の水女子大学平成9年度卒業論文 2) 文部省「教科書制度の概要」2000年 3) 教科用図書検定調査審議会「新しい教育課程の実施に対応した教科書の改善について（建議）」4) 曲田清維「戦後中学校に見られる『住教育』の研究—戦後～昭和30年代前半の家庭科及び理科教科書をもとに」1986年 5) 文部省学習指導要領

指導教官 田中辰明